

高等学校等就学支援金の申請手続きについて（依頼）

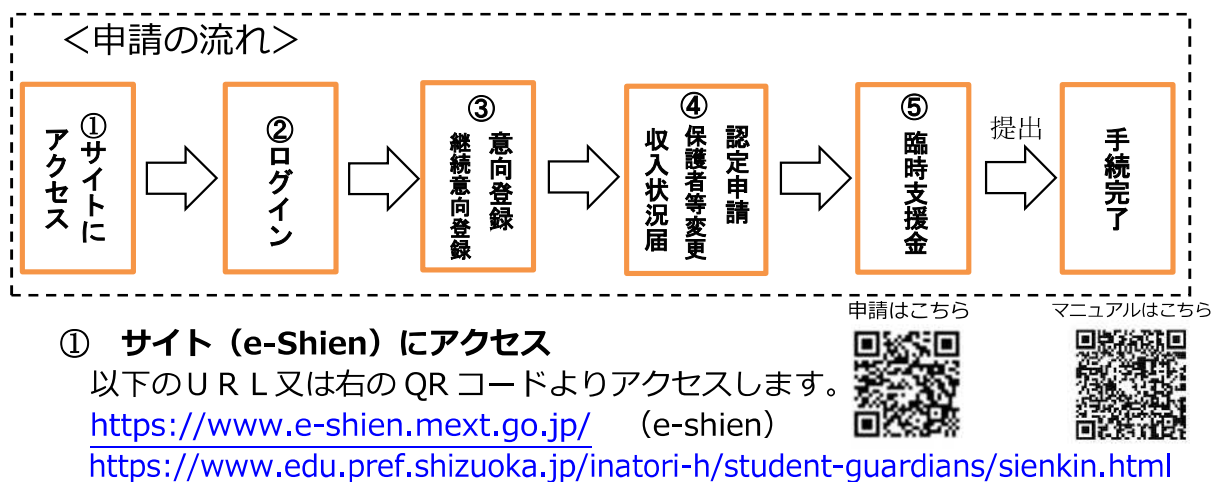
このことについて、令和7年7月からの就学支援金・臨時支援金受給の意向等を確認しますので、期日までに下記の手続きをお願いします（制度概要は4頁資料参照）。

（1）申請期限と申請方法等

ア. 申請期限 **令和7年7月7日（月）** ※入力は7/1～可能です。

注意：期限を過ぎると7月分から受給できなくなる場合があります。

イ. 申請方法 **オンライン申請**



② ログイン

ログインID・パスワードは配布済の黄色い紙をご確認ください（2・3年生は昨年度、1年生は4月に配布済みです）。

入力を5回誤るとアカウントがロックされます。ロックされた場合は学校事務室まで御連絡ください。

③ 意向登録の手続き（全員対象） ※フローチャート（5頁）参照

区分A：前回マイナポータルを利用した申請で支給を受けており継続支給を希望する…継続意向登録および収入状況届出（⇒④-1⇒⑤）

区分B：前回個人番号を入力した申請で支給を受けており継続支給を希望する…継続意向登録（⇒意向登録後、⑤へ）

区分C：現在支給を受けていないが支給を希望する…意向登録および認定申請（マイナンバーの登録）（⇒④-2⇒⑤）※

区分D：現在支給を受けていなく今回も支給を希望しない…意向登録（意向なし）
「意向なし」の場合、臨時支援金も受けられませんのでご注意ください。

区分E：現在支給を受けており継続支給を希望するが、保護者情報や課税地の変更がある…継続意向登録および保護者等情報変更届出（⇒④-1⇒⑤）

※現在「所得制限」「意向なし」の方は、今年度「臨時支援金」支給対象となる可能性がありますので、区分Cの手続きを行ってください。

④-1 収入状況届出（区分A）・保護者等情報変更届出（区分E）の手続き

前回の申請時、マイナポータルから保護者等の課税情報を提出した方は、再度課税情報を取得いただく必要があります。なお、個人番号を入力する（（2）②参照）に変更することも可能です【推奨】。

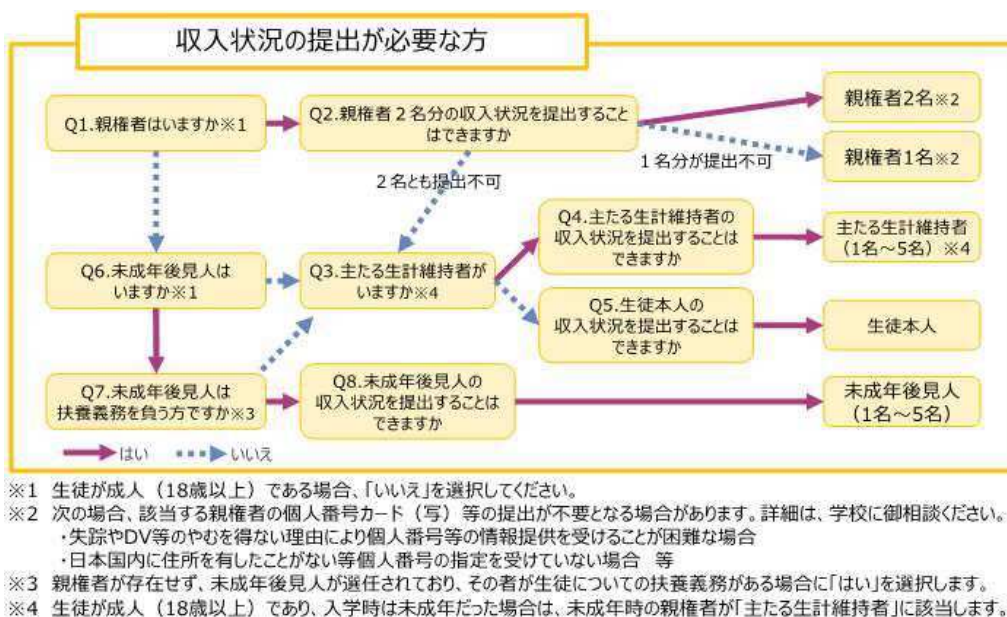
また、保護者の人数に変更があった場合や、転居により課税地が変更になった場合は、必ず「保護者等情報変更届出」に入力してください（課税情報が正しく取得できない場合、認定が遅れます）。

④-2 認定申請（区分 C）

前回の認定結果が「所得制限」「不認定」となった場合、システム上前回の申請情報を引き継ぐことができないため、再度申請情報を入力していただきます。

⑤ 臨時支援金意向登録・申請（区分 D を除く全員）の手続き

各申請の操作後、結果画面に「臨時支援金意向登録」のボタンが表示されますので、引き続き「意向あり」で申請してください。



（2） オンライン申請における収入状況の提出方法

オンライン申請における収入状況の提出方法は以下①～③のとおりです。

なお、提出いただいた個人番号は授業料無償化のための審査事務にのみ利用します。

① 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

個人番号カードを利用してマイナポータルから保護者等の課税情報を提出いただけます。入学時のほか、毎年 7 月に課税情報を再取得いただく必要があります。

② 【推奨】 個人番号を入力する

e-shien の申請画面に保護者等の個人番号を入力いただきます。一度入力いただければ、毎年 7 月に個人番号を再入力いただく必要はありません。

ただし、生徒本人の個人番号を提出する場合は③による方法としてください。

③ システム外で個人番号カードの写し等を提出（課税証明書等提出の方はこちら）

個人番号カードの写し等を紙で提出する場合は、専用の貼付台紙がありますので、事務室までお申し出ください。（原則①又は②の方法で提出してください。）

課税証明書等による審査を希望する方は、証明書類を事務室に提出してください。

(3) 補足事項

- ① 申請日は7月1日以降としてください。入力は7月1日までしないでください。
- ② 認定結果は10月上旬頃に通知します。e-Shien の画面からも確認可能です。
臨時支援金の認定結果は、10月上旬以降になる場合があります。
- ③ 離婚・再婚等により保護者情報が変更となった場合は、就学支援金認定内容の変更が必要となるため、すみやかに事務室へ連絡してください。
- ④ 収入の修正申告や税額の更正決定等により課税標準額や調整控除の額が変更された場合は、市町村から発出される地方住民税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請することで、遡及審査（再審査）が可能となります。審査を希望する場合は、学校事務室に届け出てください。

(4) 授業料徴収金額

就学支援金・臨時支援金を申請しなかった方は、以下のとおり授業料を負担していただきます。

期別	徴収日	徴収対象月	金額
1期	7月31日	4月～6月分	29,700円
2期	10月31日	7月～11月分	49,500円
3期	2月2日	12月～3月分	39,600円

(5) 家計急変世帯への支援

就学支援金が所得制限超過により支給対象とならない場合であっても、保護者等が急な失職・倒産等の状況にあり、直近の世帯の収入が年収590万円未満相当まで減少した場合は、授業料の支援を受けられる場合があります。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(6) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間（全日制36月、定時制・通信制48月）の経過後も、保護者の所得が就学支援金制度と同様に、所得制限額未満の場合には一定期間（最大24月）支援金を支給します。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(7) その他

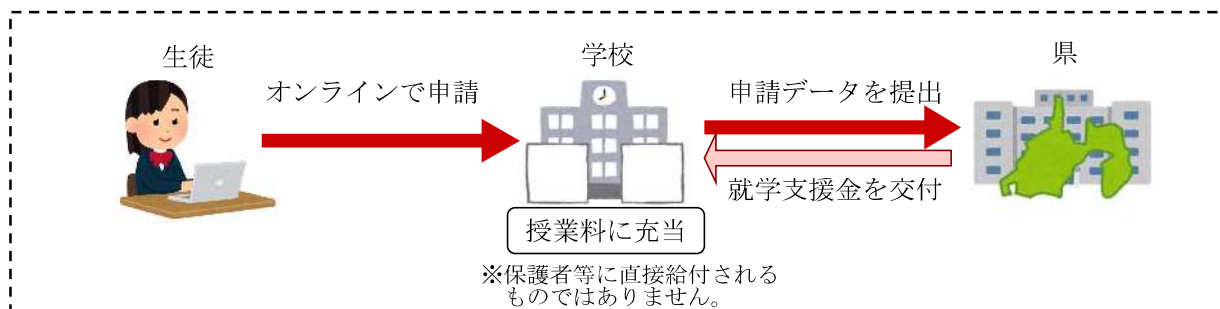
御不明な点につきましては、事務室（電話番号：0557-95-0175）へお問い合わせください。

【資料】

(1) 「高等学校等就学支援金」とは・・・

保護者等の所得金額が一定額未満の世帯に対し、国が生徒に変わり高等学校等の授業料を負担する「**授業料の実質無償化制度**」です。支給対象になる、ならないにかかわらず、**全員が申請する必要**があります。

＜支給イメージ＞



※就学支援金の支給対象となった場合も、授業料以外の校納金（修学旅行積立金等）についてはお支払いいただく必要があります。

(2) 対象となる要件とは？

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は終了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で 36 月（定時制課程・通信制課程は 48 月）を超えていないこと。
- ④ 保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」が 304,200 円未満※の世帯であること。
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。

○ 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額（市町村によっては「税額控除額」）」の確認方法
課税証明書や、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

＜対象者の年収目安は**年収 910 万円程度未満**です＞

※ 家族構成が父・母・高校生(16 歳以上)1 人・中学生 1 人で、保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合の目安です。
あくまで目安であり、扶養人数や各種控除等によって変動があります。



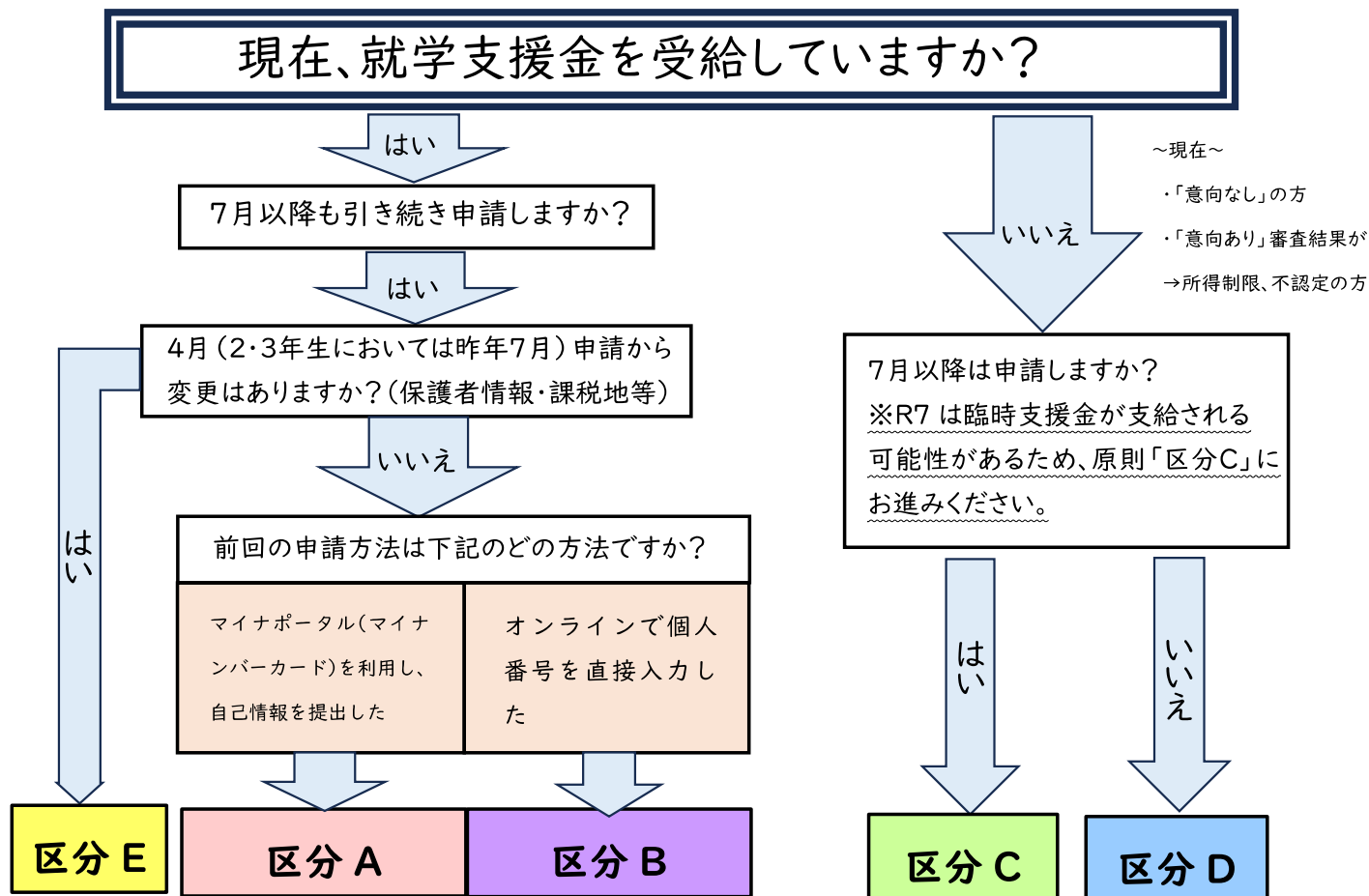
**県内公立高校では毎年約 80%の生徒が
就学支援金の認定を受けています！**

(3) 所得制限により支給対象外となったらどうなる？

年収約 910 万円以上世帯を対象とした「**高校生等臨時支援金**」が支給される可能性がありますので、就学支援金と同時に申請してください。

※現在の審査結果を確認してから手続きを行ってください。(1年生は6/30に結果を郵送する予定です。)

また、就学支援金の受給希望の有無にかかわらず、『全員』該当する区分の手続きを必ずご確認ください。



《 e-shien 》手続き一覧表

区分 A	☆「継続意向登録」+「収入状況届出」+「臨時支援金申請」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【継続届出編、臨時支援金申請編】のとおりに、スマートフォンやパソコンで登録してください。
区分 B	☆「継続意向登録」+「臨時支援金申請」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【継続届出編P4～P8、臨時支援金申請編】のとおりに、継続意向の希望あり・なしをスマートフォンやパソコンで登録してください。
区分 C	☆「意向登録」+「受給資格認定申請」・個人番号(マイナンバー)の提出+「臨時支援金申請」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【新規申請編、臨時支援金申請編】のとおりに、スマートフォンやパソコンで登録してください。※マイナンバーカードをお持ちでない場合、個人番号は住民票の写し等で確認が可能です。
区分 D	☆「意向登録」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【新規申請編】のとおりに、受給を希望しない旨をスマートフォンやパソコンで登録してください。※この場合、授業料を負担していただきます。
区分 E	☆「継続意向登録」+「保護者等情報変更届出」+「臨時支援金申請」 e-shien 申請者向け利用マニュアル【継続届出編、変更手続編、臨時支援金申請編】のとおりに、スマートフォンやパソコンで登録してください。